「千葉県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則」の概要

1 改正趣旨

社会福祉法(以下「法」という。)の改正(令和4年4月1日施行)に伴い社会福祉 連携推進法人に係る規定が新設されることから、千葉県社会福祉法施行細則において 社会福祉連携推進法人に係る条文及び様式を規定する。

また、行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について(令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号総務部長通知)に基づき、押印を廃止する。

その他、一部文言の修正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 第1号様式~第12号様式について、「」を削除する。
- (2) 第3号様式について、「法第46条」を「社会福祉法第46条」に文言を修正 する。
- (3) 「社会福祉連携推進法人の認定等について」(令和3年11月12日付け社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知)において示された様式に倣い、以下の様式を追加する。
 - ア 第13号様式 社会福祉連携推進認定申請書
 - イ 第14号様式 社会福祉連携推進法人定款変更認可申請書
 - ウ 第15号様式 社会福祉連携推進方針変更認定申請書
 - エ 第16号様式 代表理事選定・解職認可申請書
- 3 施行期日 令和4年4月1日に施行する。